

12/16(日)
ウェスタ川越
2F会議室4

家族が認知症になる前に 知っておくべき！！



講師：
司法書士
飯島克仁

成年後見に代わる新しい財産管理の方法

認知症による 財産凍結を防ぐ！ 家族信託セミナー

国民の4人に1人が65歳以上という超高齢社会において、認知症患者の数は、厚生労働省の推計で約462万人にも上るとされています(平成24年時点)。認知症により判断能力が失われると、定期預金の解約、不動産の売却といったことができなくなり、成年後見制度を利用せざるを得なくなります。そんな中、成年後見に代わる財産管理の方法として、近年、注目を集めているのが「家族信託」です。当日は、家族信託で何ができるのかをわかりやすくお話しします。

こんな方はぜひご参加ください

家族が認知症になっても、成年後見人をつけずに財産を管理したい

親が名義人の不動産を、認知症になってもスムーズに売却できるようにしたい

認知症に備えて、信頼できる家族に財産の管理を任せておきたい

など、財産管理に不安をもつ高齢者や、そのご家族に聞いていただきたい内容です

セミナー概要

日時:2018/12/16(日)10:00~11:30

場所:ウェスタ川越 2階 会議室4

住所:川越市新宿町1-17-17

交通:東武東上線川越駅西口より徒歩5分

定員:15名(受講費は無料)

セミナー内容

成年後見のデメリット

家族信託はココがスゴい！

家族信託の活用事例

遺言・成年後見との比較

家族信託の注意点 など

講師プロフィール

1974年埼玉県毛呂山町生まれ。県立川越高校卒業後、早稲田大学を経て、2009年いじま司法書士事務所を開設。家族信託を活用した認知症・相続対策を手掛けることができる埼玉県では数少ない専門家として活躍中。(一社)家族信託普及協会認定家族信託専門士。

お申込

いじま司法書士事務所のホームページ

<https://ijima-shihou.com/9296/> または

お電話(049-256-4961)より、お申し込みください

セミナー参加者には、小冊子「成年後見を使わずに、高齢者の財産を管理する方法」を進呈！

成年後見を使わずに、
高齢者の財産を管理する方法
～家族信託を活用した新しい財産管理のやり方～

この小冊子には書かれていません！
・認知症の予防、早期発見の重要性
・認知症の診断、治療の最新情報
・認知症のケア、介護の最新情報

いじま司法書士事務所
〒343-0292 埼玉県川越市
新大宮1-17-17